第１４号議案

新宿区戸籍事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和６年２月１６日

提出者　新宿区長　　吉住　健一

新宿区戸籍事務手数料条例の一部を改正する条例

新宿区戸籍事務手数料条例（平成12年新宿区条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「交付」の次に「、提供又は閲覧」を加え、「（閲覧にあっては、閲覧の請求をするとき）」を削り、同条第3項中「交付」の次に「又は提供」を加える。

別表1の項中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同項名称の欄に次の1号を加える。

⑺　戸籍広域交付証明書交付手数料

別表7の項名称の欄第8号中「前各号」の次に「に掲げるもの」を加え、同項を同表9の項とし、同表6の項中「事務」の次に「又は法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」を加え、同項名称の欄を次のように改める。

⑴　届書等閲覧手数料 ⑵　届書等情報内容閲覧手数料

別表6の項額の欄中「書類」の次に「又は届書等情報の内容を表示したもの」を加え、同項を同表8の項とし、同表5の項事務の欄中「又は」を「、」に改め、「事項の証明書の交付」の次に「又は法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、同項名称の欄に次の1号を加え、同項を同表7の項とする。

⑶　届書等情報内容証明書交付手数料

別表中4の項を5の項とし、同項の次に次のように加える。

6	法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条	⑴　除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料 ⑵　改製原戸籍電子証明書提	除籍電子証明書提供用識別符号又は改製原戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき　700

	第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	供用識別符号発行手数料	円

別表3の項中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同項名称の欄中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

⑺　除籍広域交付証明書交付手数料

別表3の項名称の欄に次の1号を加える。

⑽　改製原戸籍広域交付証明書交付手数料

別表中3の項を4の項とし、2の項の次に次のように加える。

3	法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下同じ。）により戸籍電子証明書提供用	戸籍電子証明書提供用識別符号発行手数料	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき400円

	識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第１項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）		

附　則

この条例は、令和６年３月１日から施行する。

（提案理由）

戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）の一部の施行等に伴い、戸籍広域交付証明書の交付に係る手数料等について定めるほか、規定を整備する必要があるため